

競争入札心得

豊能町の契約に係る競争入札をしようとするときは、地方自治法その他の関係法令及び豊能町契約規則、その他要綱のほか、この競争入札心得によるものとする。

(入札保証金)

第1条 入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、開札開始時間前までに見積金額（消費税額を含む）の3/100以上の入札保証金又は、これに代わる担保を提供しなければならない。ただし入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合はこの限りでない。

(入札等)

第2条 入札参加者は契約書（案）、設計書、仕様書、図面、施工期間及び現場説明事項並びに現場を熟知のうえ、別紙入札要項を提出のうえ定められた日時、場所において入札しなければならない。なお入札要項は入札者の記名押印をして提出するものとする。

- 2 入札参加者は、入札に際し契約担当者の指示に従わなければならない。
- 3 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- 4 入札参加者は、その入札に際し、当該入札を妨害し、又は不正な行為をしてはならない。
- 5 入札参加者は、落札者が契約締結をすることを妨げてはならない。
- 6 郵送入札による場合は、豊能町郵送入札実施要綱に基づくものとする。

(入札の辞退)

第3条 入札参加者は、入札書到着期限までに、いつでも入札を辞退することができる。
2 入札参加資格者が入札を辞退するときは、入札書到着期限までに任意の様式の入札辞退届を豊能町に提出する。
3 入札を辞退したものは、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札の中止等)

第4条 入札前において天災、地変その他やむを得ない事由が生じたとき、又は談合等不正行為が認められたときは、入札の執行を延期し、又は中止することができる。
2 競争入札において、入札執行前に入札参加者が1人のみとなった場合は、当該入札の執行を中止することができる。
3 競争入札において、開札の結果、有効な入札書を提出した者が1人のみの場合、当該入札を中止することができる。

(無効の入札)

第5条 次の各号の1に該当する入札は無効とする。
(1) 地方自治法施行令第167条の4及び第167条の5第1項に規定する必要な資格のないものとした入札
(2) 入札要項を提出しないものとした入札
(3) 所定の入札保証金又は保証金に代わる担保を提供しない者（入札保証金の納付を免除された者を除く）のした入札
(4) 入札に際して談合等不正行為を行ったと認められる入札
(5) 入札書等の記名押印を欠く入札
(6) 入札書等の金額を訂正した入札又は、金額の記載の不鮮明な入札
(7) 入札書等の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札
(8) 入札書封筒に差出人名等が記載されていない入札
(9) 入札書封筒の札回数の判別が不可能な入札、ただし、予定価格を事前公表して行う入札についてはこの限りではない。
(10) 工事費内訳書総括表及び内訳書（工事のみ）が同封されていない入札
(11) 書留、簡易書留及び特定記録郵便以外の方法でされた入札
(12) 入札書封筒記載の工事名等又は差出人名と入札書の工事名等又は差出人名が相違している入札
(13) 入札書の到着期限を過ぎて到着した入札
(14) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第6条 入札書の到着期限までに到着した入札書の開札は、あらかじめ指定した日時、場所において執行する。

2 代理人を立ち合わせようとする入札者は、委任状を提出しなければならない。

(落札者の決定)

第7条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者又は落札候補者とする。ただし、最低制限価格を設けた場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者又は落札候補者とする。

2 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

3 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約保証金等)

第8条 落札者は、落札決定後すみやかに契約金額の10/100以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 落札者は、前項ただし書の場合において、契約保証金の納付を免除された理由が町を被保険者とする履行保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険に係る保証証券を契約担当者に提出しなければならない。

(契約書の提出)

第9条 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約書等に記名押印し、落札の通知の日から5日(土曜日、日曜日、祝日及びその他の閉庁日を除く)以内に契約担当者に提出しなければならない。

2 落札者が前項に定める期間内に契約書等を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

(異議の申立て)

第10条 入札をした者は、入札後この心得、契約書(案)、設計書、仕様書、図面及び現場等について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

2 入札をした者は、郵便事故等により入札書等が開札場所に到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。

(議会の議決を要する契約の特約事項)

第11条 「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」(昭和39年豊能町条例第2号)第2条の規定に該当する契約は、議会の議決を経るまでは仮契約とし、契約書に当該約款を附記する。

2 前項の仮契約の当事者が仮契約期間中に本町の入札参加停止処置があったときは、当該仮契約を解除することができるものとする。

3 前項の規定により仮契約を解除しても本町は一切の責を負わないものとする。

(違約金について)

第12条 落札者が、契約締結後次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の10分の2に相当する額を違約金(損害賠償額の予定)として豊能町の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 契約に関し、落札者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。次号において「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、公正取引委員会が当該落札者に対し、同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。また、同法第7条の2第7号の規定により当該納付命令を免れた場合も同様とする。

(2) 契約に関し、落札者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

第13条 落札者が前条の違約金を豊能町の指定する期間内に支払わないときは、落札者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を豊能町に支払わなければならない。